

懇談会における論点【和泉市】

1 個人情報保護条例の実態把握

(1) 規定内容

①個人情報の定義【条例第2条】

個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
- イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

②個人情報の範囲【条例第2条】

氏名、生年月日、住所はもとより、思想・信条、家庭状況、心身の状況、職歴、学歴、資産内容、収入・所得その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の個人に関する全ての情報をいう。

③外部提供の際の手続等に関する規定【条例第9条】

個人情報は、個人情報取扱事務の目的の達成のために必要な範囲内の利用に限定することを原則とするが、効率的な行政運営や市民サービスの向上のためには、その目的以外に、個人情報を当該実施機関が利用（以下「目的外利用」という。）することや、実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）することがやむを得ない場合があるので、一定の場合に限り認めることを定めている。

(2) 運用実態（条例の執行状況）

①条例制定（和泉市個人情報保護条例）

平成11年3月25日公布、平成12年4月1日施行

②指導・助言

指導：出資法人、事業者ともになし

助言：他の実施機関、事業者ともになし

③審査会の活動状況（和泉市個人情報保護審査会）

委員数：5人(大学教授①、大学准教授②、弁護士②)

開催回数：H29…年2回、H30…年2回、R1…年1回(R1.11.30 現在)

(3) 運用体制

①担当部局

総務部総務管財室

②組織体系

実施機関…市長、行政委員会、公営企業管理者、消防長、議会

個人情報保護審査会…会長以下5人体制(事務局：総務管財室)

③担当職員数（7人）

総務管財室総務担当課長(1) - 総括主幹(1) - 総括主査(1) - 主任(2) - 主事(2)

(4) 地方公共団体間の連携状況

情報公開・個人情報保護担当者連絡会（泉北・泉南ブロック会議）において、8市4町の担当者が年2回集まり、運用上の課題の共有、意見交換等を実施している。

共同による研修会等は、開催していない。

2 個人情報保護審査会の取扱い

(1) 審査会の委員選任に係る課題

委員は、経済学部教授(会長)が1人、法学部准教授が1人、システム工学部（情報通信システム系）准教授が1人、弁護士が2人。このうち、個人情報保護制度に詳しい委員は会長のみ。ほとんどの委員は他の自治体での個人情報保護審査会委員の経験はあるものの専門家は極めて少ない。

また、「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」において、再任の場合は在職10年未満とする規定があるため、後任候補者探しには相当苦慮している。

(2) 個人情報の外部提供に係る審査会の答申の役割

審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要であると認めるときは、例外的に外部提供を認める運用としている。

この際の「公益上特に必要である」とは、事務の性質上、個人情報を外部提供することが社会一般の利益を図るために特に必要であることとしている。

外部提供に限らず、情報システムのサーバ管理や委託、高度化に伴う個人情報の漏洩リスクの懸念があることから、比較的軽微な事案についても審査会に報告する運用を行っている。

3 情報公開制度との調整

個人情報保護制度と情報公開制度は、同一課において担当している。また、審査会委員は同じ委員を選出している。

4 住民との対応

(1) 本人情報の開示請求等の対応状況

①開示請求の件数

期間	件数	決定内容				
		開示	部分開示	非開示等	不存在	取下げ
H29年度	27	8	15	2	2	
H30年度	16	7	8			1

②請求者の内訳

区分	請求件数	
	H29年度	H30年度
本人	21	10
未成年者等に係る法定代理人	2	3
遺族	4	3

計	27	16
---	----	----

③開示の方法

区分	請求件数	
	H29 年度	H30 年度
開示	3	1
写しの交付 (開示及び写しの交付を含む)	20	14
計	23	15

④不服申立ての状況

H29、H30 いずれもなし

(2) 住民からの苦情等

住民からの要望を受け、平成 29 年度に個人情報保護監査制度を構築。職員の中から内部監査員を選出し、個人情報の取得・保管状況、外部提供の有無、委託事業者への指導状況等について、監査を実施している。

(3) その他(本人通知制度)

住民票の写しや戸籍謄本等の本人の代理人や第三者に交付した場合において、事前に制度登録されている本人に対し、その交付の事実を通知する本人通知制度を平成 24 年 10 月 1 日から実施している。

このことにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図っている。

① 本人通知制度申込み件数 (3 年ごとに更新)

年度	H28. 10. 1～	H29 年度	H30 年度	～R1. 9. 30	合計
件数	24	36	91	33	184

② 登録者への通知書送付件数

年度	H24. 10. 1 ～	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	～R1. 9. 30	合計
件数	5	16	7	20	10	14	23	13	108

5 個人情報の利活用の状況

(1) 非識別加工情報制度の導入状況

導入していない。

(2) その他団体の保有するパーソナルデータの利活用の状況

非識別加工情報の利活用実績はないが、個人情報の外部提供について、大阪府及び府内市町村の審査会での審査を経て、大阪府独自のルールを設けている例がある。

主な例として、大阪府警察で拘禁等発生時に本人から保護受給中の申出があれば、府警か

ら生活保護所管課へ照会があり、合致した場合は、保護費の不正受給とならないよう調整するとともに、出所時に速やかに生活保護を受給できるよう、情報連携を行っている。

6 国際的な制度調和

(1) 国際的動向への対応状況

対応事例なし。中小企業振興の観点から、委託業務において外国事業者を含めて公募する等の対応は行っていない。

7 企業側のニーズ

(1) 企業等からの個人情報保護条例に関する相談・要望等の状況

相談・要望等はない。

8 地方自治との関係

(1) 現状

本市では条例に基づく諮問・報告のほか、個人情報の管理・利用・提供に際し、審査会の理解を得て任意報告を行うなど、慎重な運用を行ってきた。

このように、たとえ条例の規定内容が同じであっても、各地方公共団体の実情により異なる運用がなされていることから、一元化に際しては、実態を踏まえた対応が求められる。

(2) 条例の法による一元化の必要性

国等との情報連携や非識別加工情報に係る個人情報の保護について、慎重な議論が行われることが前提ではあるが、そもそも個人情報保護の根幹部分については、法律において統一的な規定を整備すべきと考えていたことから、一元化そのものについては、社会的な要請を含めて必要性を認識している。

(3) 地方公共団体の区域の特性に応じた対応の必要性

法律において個人情報保護の根幹部分を定めた上で、各地方公共団体の地域の特性に応じて条例で特例を定めることの是非も議論すべきである。

(4) 条例の法による一元化を含めた規律のあり方

個人情報の漏洩リスク等について、専門的かつ慎重な議論を行いつつ、実際の運用について各地方公共団体の実情を丁寧に把握しながら、法律で基本ルールと地方公共団体の条例に委任可能な部分を定めることが望まれる。

(5) 国・地方の役割分担のあり方

上記(3)(4)のとおり。